

○国土交通省告示第二百七十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の二の二第一項第一号ロ及び第二項第一号ロ、第三百三十七条の二の四第一号ロ、第三百三十七条の三第一号ロ、第三百三十七条の四第一号ロ、第三百三十七条の六の二第二項第一号ロ、第三百三十七条の六の四第二項第一号イ(2)、第三百三十七条の十第一号イ(2)並びに第三百三十七条の十一第一号イ(2)の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七条の二の二第一項第一号ロの規定による建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する性能と同等の性能を有すべき部分は、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の令第九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）の特定主要構造部とする。

- 一 地階を除く階数が四以上であるもの
- 二 高さが十六メートルを超えるもの
- 三 法別表第一(イ)欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供するもので、高さが十三メートルを超えるもの
- 第二 令第三百三十七条の二の二第一項第一号ロに規定する増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法は、令和元年国土交通省告示第百九十三号に定めるもの又は法第二十一条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。
- 第三 令第三百三十七条の二の二第二項第一号ロの規定による法第二十一条第二項に規定する性能と同等の性能を有すべき部分は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）とする。
- 第四 令第三百三十七条の二の二第二項第一号ロに規定する増築又は改築に係る部分の構造方法は、令和六年国土交通省告示第百八十四号に定めるもの又は法第二十一条第二項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。
- 第五 令第三百三十七条の二の四第一号ロの規定による法第二十三条に規定する準防火性能を有すべき外壁は、法第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）におけ

る増築又は改築に係る部分の外壁のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 延焼のおそれのある部分

二 火熱遮断壁等（令第百九条の八に規定するものをいう。以下同じ。）で区画された増築又は改築に係る部分とその他の建築物の部分との外壁間の中心線から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある外壁の部分

第六 令第百三十七条の二の四第一号ロに規定する増築又は改築に係る部分の外壁の構造方法は、次の各号（第五第一号に該当する部分にあつては、第一号）に掲げるものとする。

一 平成十二年建設省告示第千三百六十二号に定めるもの又は法第二十三条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの

二 当該外壁の屋外側の部分の仕上げが不燃材料でされているもの

第七 令第百三十七条の三第一号ロの規定による法第二十六条第一項に規定する基準に相当する建築物の部分に関する基準は、増築又は改築に係る部分（床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。）を防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区画し、かつ、各区画における床面積の合計をそれぞれ千平方メートル以内とすることとする。この場合において、同条第二項に規定する特定部分のうち、同項各号のいずれかに該当し、かつ、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備を有するものは、当該基準に適合している

ものとみなす。

第八 令第三百三十七条の四第一号口の規定による法第二十七条第一項から第三項までに規定する基準に相当する建築物の部分に関する基準は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当する増築又は改築に係る部分 特定主要構造部が令第三百十條各号のいずれかに掲げる技術的基準に適合し、かつ、当該増築又は改築に係る部分の令第三百十條の二に定める外壁の開口部に、令第三百十條の三に定める基準に適合する防火設備を設けること。

イ 法別表第一(3)欄に掲げる階を同表(1)欄(2)項から(4)項までに掲げる用途に供するもの(階数が三で床面積の合計が二百平方メートル未満のもの(同表(3)欄に掲げる階を同表(1)欄(2)項に掲げる用途で令第三百十條の四に定める用途に供するもの)にあつては、令第三百十條の五に定める技術的基準に従つて警報設備を設けたものに限る。)を除く。

ロ 法別表第一(1)欄(2)項から(4)項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(1)欄(2)項に掲げる用途に供する部分にあつては客席、同表(1)欄(2)項及び(4)項のいずれかに掲げる用途に供する部分にあつては二階の部分に限り、かつ、病院及び診療所にあつてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が同表(3)欄の当該各項に該当するもの

- ハ 法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの
- ニ 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの（階数が三以下で床面積の合計が二百平方メートル未満のものを除く。）
- 二 次のイ又はロのいずれかに該当する増築又は改築に係る部分 法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合し、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、同号ロに規定する防火設備を設けること。
- イ 法別表第一(イ)欄(五)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する三階以上の部分の床面積の合計が同表(ハ)欄(五)項に該当するもの
- ロ 法別表第一(ロ)欄(六)項に掲げる階を同表(イ)欄(六)項に掲げる用途に供するもの
- 三 次のイ又はロのいずれかに該当する増築又は改築に係る部分 法第二条第九号の二イ又は第九号の三イ若しくはロに掲げる基準に適合し、かつ、当該増築又は改築に係る部分における外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、同条第九号の二ロに規定する防火設備を設けること。
- イ 法別表第一(イ)欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(ロ)欄の当該各項に該当するもの
- ロ 法別表第二(ロ)項第四号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの（貯蔵又は

処理に係る危険物の数量が令第一百六条に規定する限度を超えないものを除く。）

第九 令第三百三十七条の四第一号ロに規定する増築又は改築に係る部分の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 第八第一号イからニまでのいずれかに該当する増築又は改築に係る部分 次に掲げる基準に適合するもの

イ 特定主要構造部は、平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号に定める構造方法を用いるもの又は法第二十七条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。

ロ 令第一百条の二に定める外壁の開口部に、令第三百三十七条の十第一号ロ(4)に規定する二十分間防火設備を設けること。

二 第八第二号イ又はロのいずれかに該当する増築又は改築に係る部分 次に掲げる基準に適合するもの

イ 特定主要構造部は、耐火構造又は令和六年国土交通省告示第二百十九号第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものとする。

ロ 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備を設けること。

三 第八第三号イ又はロのいずれかに該当する増築又は改築に係る部分 次に掲げる基準に適合す

もの

イ 次のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 主要構造部を準耐火構造とすること。

(2) 主要構造部の防火の措置その他の事項について、令第九九条の三第一号又は第二号（法別表第一(イ)欄(六)項に掲げる用途に供する部分にあつては、同号）に掲げる基準に適合するものとすること。

(3) 前号イに掲げる基準に適合すること。

ロ 前号ロに掲げる基準に適合すること。

第十 令第三百三十七条の六の二第二項第一号ロの規定による同条第一項に規定する技術的基準に相当する建築物の部分に関する基準は、当該増築又は改築に係る部分に係る令第五章第二節（令第三百九条を除く。）及び第三節に規定する技術的基準とする。

第十一 令第三百三十七条の六の四第二項第一号イ(2)の規定による同条第一項に規定する技術的基準に相当する建築物の部分に関する基準は、当該増築又は改築に係る部分に係る令第三百十二条及び第三百十四条に規定する技術的基準（令第三百十二条第十一項から第十三項までに規定する竪穴部分に係る技術的基準を除く。）とする。

第十二 令第三百三十七条の十第一号イ(2)に規定する令第三百三十六条の二各号に定める基準（防火地域

内にある建築物に係るものに限る。）に相当する建築物の部分に関する基準は、増築又は改築に係る部分（高さ二メートル以下の門又は塀を除く。）が同条各号に掲げる基準（防火地域内にある建築物に係るものに限る。）に適合することとする。

第十三 令第三百三十七条の十第一号イ(2)に規定する増築又は改築に係る部分の構造方法は、令和元年国土交通省告示第九十四号に定めるもの又は法第六十一条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。

第十四 令第三百三十七条の十一第一号イ(2)に規定する令第三百三十六条の二各号に定める基準（準防火地域内にある建築物に係るものに限る。）に相当する建築物の部分に関する基準は、増築又は改築に係る部分（門又は塀で、高さ二メートル以下のもの及び準防火地域内にある増築又は改築に係る部分（その主要構造部の令第三百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものを除く。）に附属するものを除く。）が、令第三百三十六条の二各号に掲げる基準（準防火地域内にある建築物に係るものに限る。）に適合することとする。

第十五 令第三百三十七条の十一第一号イ(2)に規定する増築又は改築に係る部分の構造方法は、令和元年国土交通省告示第九十四号に定めるもの又は法第六十一条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。

第十六 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等に



より分離された部分は、第一から第四まで、第八、第九及び第十二から第十五までの規定の適用については、それぞれ別の増築又は改築に係る部分とみなす。

## 附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。